平成２５年（フ）第１２０２号
札幌市東区北42条東13丁目２番15号　アップルハウス北42条Ⅱ203号
債務者　高瀬　則之
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７０号
群馬県渋川市渋川1220番地14　レオパレスシティパルＢ109
債務者　梅澤　修一
1　決定年月日時　平成25年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１９２号
群馬県前橋市朝倉町２丁目37番地１
債務者　岩佐　亜美
1　決定年月日時　平成25年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２０２号
群馬県佐波郡玉村町大字上之手1680番地１
玉村テラスハウスＡ101
債務者　川村　英彦
1　決定年月日時　平成25年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２０９号
群馬県前橋市岩神町３丁目31番３号
債務者　大手　有紗
1　決定年月日時　平成25年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１５号
新潟県佐渡市後尾1244番地１
債務者　稲垣　　啓
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２５年（フ）第１２１号
群馬県高崎市高関町121番地１　レオパレスツインズクレイン203号
債務者　能仁　一郎
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１４３号
群馬県高崎市大八木町738番地２
債務者　信澤　静江
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１４５号
群馬県富岡市妙義町菅原2067番地１
債務者　山田美奈子
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１５０号
群馬県高崎市金古町553番地１
債務者　住谷　雅之
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第２３号
京都府舞鶴市字大丹生128番地
債務者　平井　里美
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８０５号
京都市中京区西ノ京中保町12番地　ルビナス竹澤201号
債務者　西川　清美
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２８４号
静岡県伊東市川奈1208番地の５　山本アパート201号
債務者　吉野　雅巳
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第７５５号
京都市南区東九条西山町45番地１　メイゾン西洞院302
債務者　千葉　幸雄
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８０５号
京都市中京区西ノ京中保町12番地　ルビナス竹澤201号
債務者　西川　清美
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２３号
京都府舞鶴市字大丹生128番地
債務者　平井　里美
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２５年（フ）第１８８号
盛岡市小鳥沢２丁目20番16号
債務者　仁昌寺やす子
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２９号
山形県鶴岡市日和田町21番72号
債務者　本間　靖彦
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２５年（フ）第７３号
群馬県太田市東矢島町1071番地、前住所群馬県太田市東矢島町1375番地５
債務者　長澤　健一
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第７４号
群馬県太田市東矢島町1071番地、前住所群馬県太田市東矢島町1375番地５
債務者　長澤　知恵（旧姓村野）
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
前橋地方裁判所太田支部